

仕様書

1 件名

建設業安全衛生教育センター 1号館受変電設備変圧器更新工事

2 施工場所等

名称： 建設業安全衛生教育センター

住所等： 〒285-0003 佐倉市飯野 852

連絡先： 043-486-1321

担当職員： 管理課長 畑澤（はたざわ）

監督職員： 千葉労働局 総務部総務課 会計第三係長 楠本（くすもと）

住所等： 〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 2階

連絡先： 043-221-4311

3 施工時期

令和9年3月21日（日曜日）まで

※ただし、可能な限り早急に施工すること。

4 工事概要

建設業安全衛生教育センター 第1号館1階第1電気室に設置してある高圧受変電設備のうち、油入変圧器 単相2台及び三相1台が更新時期を過ぎているため、ダイヤル温度計及び防振ゴム等の付属部品と共に新設機器に更新すること。

5 納入範囲

材料手間運搬等一式請負とする。また、工事により排出した廃棄物の処分についても工事範囲に含む。

6 施工条件

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書に準じて施工を行うこと。
- (2) 本件作業に必要な資格を有する者が監督し施工すること。
- (3) 工事用車両の駐車場及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。
- (4) 施工に当たり、必要な養生を施し安全確保に努めること。
- (5) 施工完了後は発生した廃材、ごみ等を回収し適正に処分すること。
- (6) 契約後は関係法令等に基づき必要に応じて、石綿の事前調査及び結果報告を行うこと。なお、石綿の使用が認められた場合には、必要な措置を示した見積書の作成を行うこと。
- (7) 工事可能日は、土日祝日とする。時間は、原則として9時から17時までの間とする。いずれも、施工場所担当職員の下承を得たときはこの限りではない。

7 仕様等

- (1) 以下を参考に、油入変圧器3台（単相2台、三相1台）を交換すること。

なお、新規に設置する動力変圧器は、グリーン購入法に適合するものを用いること。また、油入変圧器の交換に伴い、ダイヤル温度計及び防振ゴム等の周辺部材についても、既存品を撤去するとともに以下を参考に新設すること。

- ①油入変圧器 6Kv 50Hz・・・2台

【仕様】単相 6Kv 210/105V 75kVA

- ②油入変圧器 6Kv 50Hz・・・1台

【仕様】三相 6Kv 210V 200kVA

【既存機器】

- 油入変圧器 単相 2台

・メーカー：ダイヘン
・型式：SP-KW1
・製造年：1995年
・製造番号：QS312601
・仕様：単相 50 Hz 75 kVA

- 油入変圧器 三相 1台

・メーカー：ダイヘン
・型式：SP-KW1
・製造年：1995年
・製造番号：PT240615
・仕様：三相 50Hz 200kVA

- (2) 機器の搬入及び搬出にクレーン作業が必要となる場合は、クレーン作業に関連する費用についても見積もりに含めること。また、クレーン作業を実施する際には、適切な安全措置を講じること。
- (3) 施工について、関係機関への必要な届出等を漏れなく行うこと。また、その届出等の費用についても見積もりに含めること。
- (4) 既存の油入変圧器及び周辺部材について、施工後は関係法令に則り適切に搬出及び処分を行うこと。また、その搬出及び処分についても見積もりに含めること。

※既存の油入変圧器にはPCBが含まれていないため、産業廃棄物として適法に処分すること。また、その処分費についても見積もりに含めること

- (5) 施工中に停電作業を行う場合は、建設業安全衛生教育センター 本館1階事務所に設置してある電気時計親機を動かすために必要な発電機及びケーブル等を用意し、設置すること。
- (6) 施工中に停電作業を行う場合は、建設業安全衛生教育センターの選任主任技術者の指示のもと、施工を行うこと。
- (7) 施工に当たり、電柱からの電力供給を停止する必要があるため、電力会社と連絡を取り、停電作業等の依頼をすること。

*電力供給会社・・・東京電力エナジーパートナー株式会社

*一般送配電業者・・・東京電力パワーグリッド株式会社

- (8) 施工後は工事業者による竣工試験を実施すること。なお、建設業安全衛生教育センター 選任主任技術者が立会うこととする。

【竣工試験内容】

- ・接地抵抗測定
- ・絶縁抵抗測定
- ・耐圧試験
- ・保護リレー試験 等の本工事の竣工試験に必要なものを適宜実施すること。

【選任主任技術者】

- *保守点検業者・・・株式会社千葉県電気保守協会
- *選任主任技術者・・・忠地（ただち）
- *連絡先・・・0438-20-6221（代表） 090-8330-1388（携帯）

- (9) 施工後は、試運転調整等により正常稼働することを確認すること。
- (10) 施工後の不具合については、当該工事の影響を鑑みて、施工業者の責任をもって原因等を調査し報告すること。

8 留意事項

- (1) 契約締結後は、施工に際し知りえた秘密・情報等は、漏らしてはならない(守秘義務)。
- (2) 工事完了後は、千葉労働局検査職員の検査を受け、合格しなければならない。
- (3) 入札書提出前に必ず現地確認を実施し、本件工事に必要となる部材等の確認や現場担当者に仕様等の確認を行うこと。現地確認を実施せずに見積書の提出を行い契約締結した場合、契約締結後に仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので十分留意すること。

※竣工試験に伴う建設業安全衛生教育センター 選任主任技術者の立会費も見積もりに含めること。なお、費用等については以下のとおりとなる。

【立会条件】

- 昼間帯（8時から22時まで）6時間以内の立会とする。
- 短絡接地線が必要な場合は、施工業者が取付等を行うこと。
- 停復電操作については、施工業者で作業を行うこと。
- 受電点操作については、選任主任技術者の指示を受け、施工業者が作業を行うこと。

【選任主任技術者の立会費】

○50,000円（税抜）

※なお、昼間帯6時間以内に立会った場合の費用である。

費用関係の確認事項については、下記の担当者に問合せること。

*保守点検業者・・・株式会社千葉県電気保守協会

*費用関係担当者・・・藤山（ふじやま）

*連絡先・・・0438-20-6221（代表）

なお、確認の際は事前に「2」の施工場所担当職員へ連絡し、承諾を得ること。

- (4) 事前確認時及び施工の際は、来庁者及び職員等の妨げにならないよう細心の注意を払うこと。

- (5) 施工に当たり、予測できない工事箇所が判明し見積金額を上回る費用が発生する場合は、必ず施工前に千葉労働局へ連絡し協議を行うこと。
- (6) 工事完了後に工事前、工事中、工事後の写真を添付した「完了報告書（任意様式）」を作成し提出すること。また、宛名を「支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長」とすること。

9 再委託

- (1) 業務実施に当たり、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式1「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局総務部総務課会計第二係へ申請し、承認を得ること。ただし、当該再委託金額が50万円未満のときはこの限りではない。
- (3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式3「履行体制図」を提出すること。
- (4) 再委託又は履行体制について変更をするときは、速やかに様式2「再委託に係る変更承認申請書」又は様式4「履行体制図変更届出書」を提出し承認を得ること。
- (5) 原則として、契約金額の2分の1以上の再委託は承認しないこととする。
- (6) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

10 支払い・その他

- (1) 工事完了後、千葉労働局検査職員の検査に合格し、適正な請求書を受理してから30日以内に、契約業者指定の銀行口座に振込み支払うこととする。
- (2) 請求書には件名、宛名、契約者住所・代表者名、金額を標記すること。
- (3) 請求書の宛名は「**官署支出官 千葉労働局長**」とすること。
- (4) 施工期限内に工事完了が困難な場合には、その事由を記して期限内に延期の申し出をすることができる。この場合、契約担当官等はその申し出が正当であると認めたとときは、遅滞料を徴した上で作業日時の延期を許可することができる。遅滞料は期限の翌日より起算し、契約金額に対し年3.0%に相当する金額とし、契約金額から差し引くこととする。ただし、遅滞が天災地変等の不可抗力によるものであると、契約担当官等が認めたとときはこの限りではない。
- (5) 仕様書及び配布資料に定めがない事項等の疑義が生じた場合は、11契約担当者まで問合わせること。

11 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 木内（きうち）

〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 2階

TEL 043-221-4311 Mail kiuchi-haruki.wy4@mhlw.go.jp

管理番号：PPT05-Y03AE-D02
発行番号：AE-PC25-228
発行日：2025年7月1日

千葉労働局 御中



ダイヘン製変圧器 PCB 不含証明書

1. 対象品

仕 様				製造番号	製造年
1 相	50 Hz	75 kVA		QS312601	1995
1 相	50 Hz	75 kVA		QS312602	1995
3 相	50 Hz	200 kVA		PT240615	1995

2. 見 解

当変圧器の製作時に使用しております変圧器本体の絶縁及び冷却に使用する絶縁油は、JIS C 2320 に規定された鉱油を調達しており、PCB絶縁油は使用しておりません。

また、変圧器製造工程内においても適正に管理していることより、「当該機器を弊社から出荷した段階においてはPCBの混入はない」と判断しております。

詳しくは以下の弊社ホームページ「変圧器等への微量PCB混入の可能性に関する調査結果について」をご参照ください。

<https://www.daihen.co.jp/csr/pcb/index03.html>

以 上

建設業安全衛生教育センター 配置図 施工場所

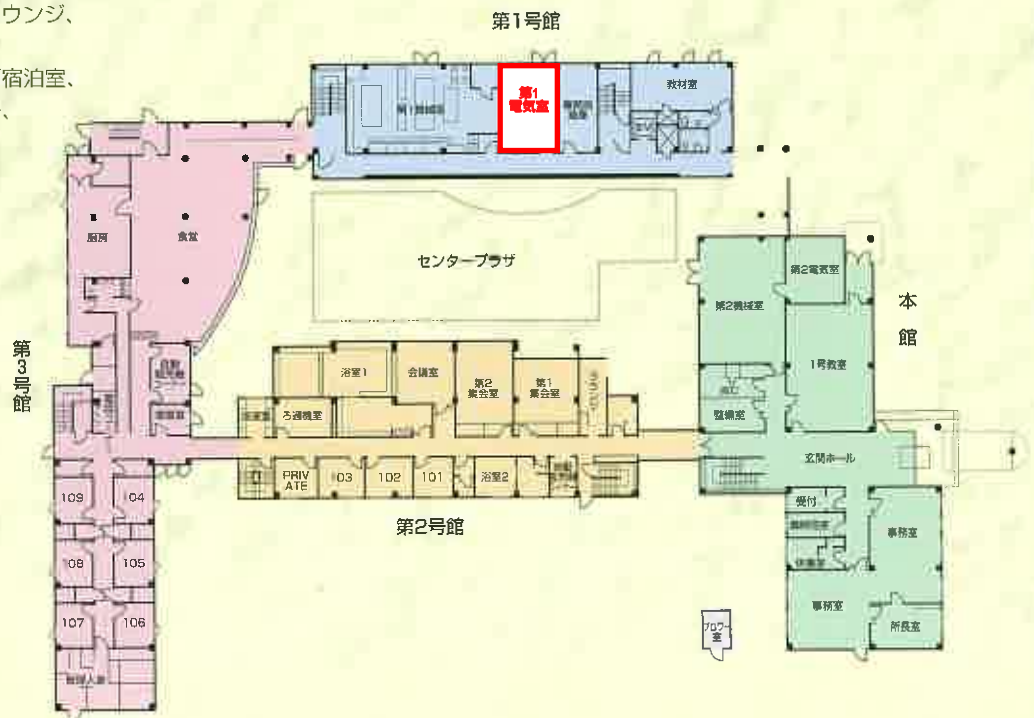


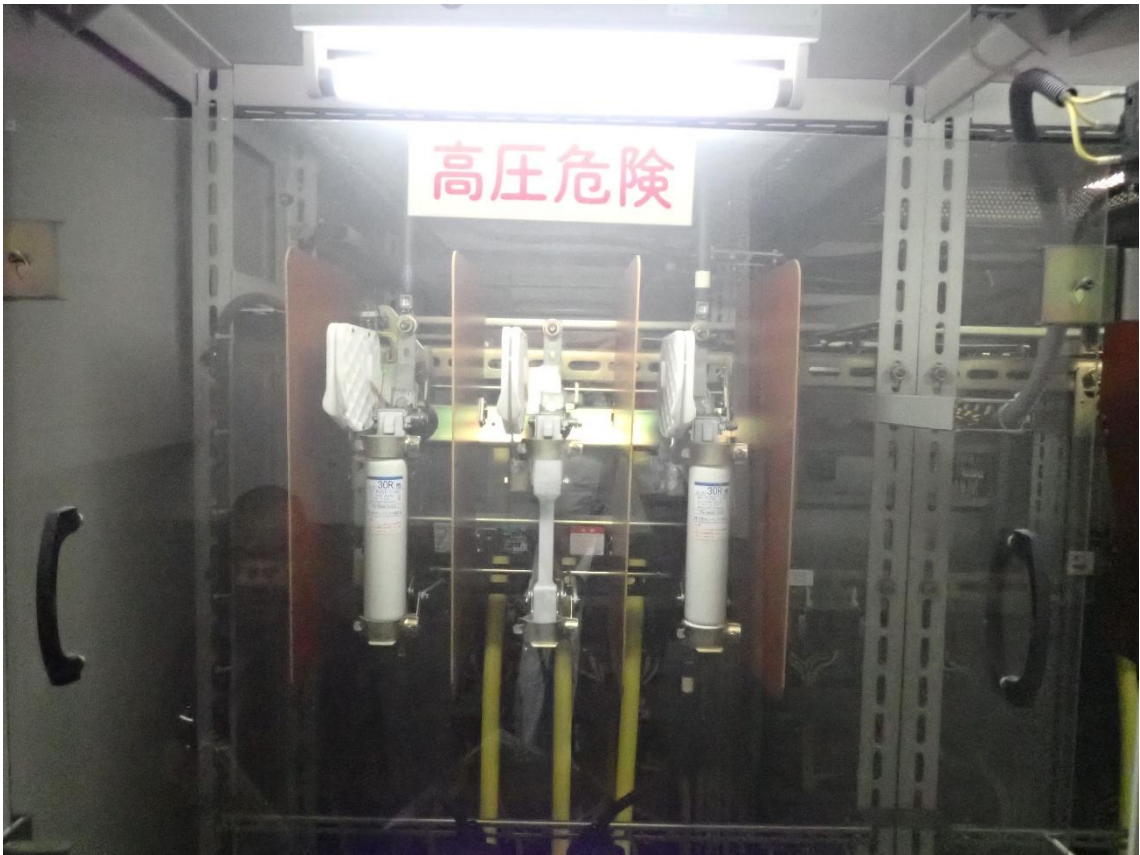
●建物概要

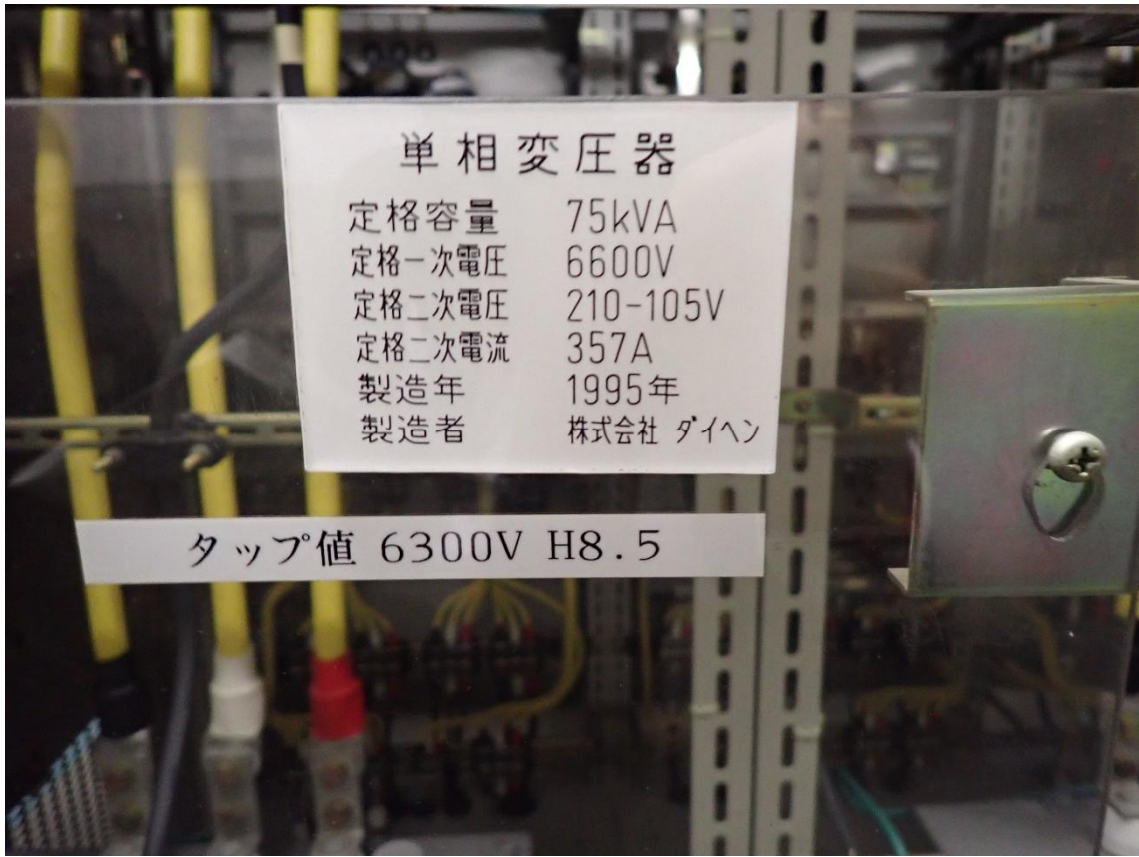
・土地面積	13,406.55m ²
・建物面積	延べ6,153.49m ²
本館	889.12m ²
第1号館	1,517.90m ²
第2号館	1,013.69m ²
第3号館	1,997.49m ²
模擬トンネル	229.00m ²
実習棟	263.07m ²
プロバン庫	7.98m ²
車庫棟	211.20m ²
燃料庫	15.40m ²
ブロー室	8.64m ²

建設業安全衛生教育センター 1階平面図 施工場所

- ・本館 1号教室 (収容人数 30人)
事務室、受付、講師控室、休憩室、
整備室、第2電気室、第2機械室
- ・第1号館 教材室、第1電気室、第1機械室、
事務局倉庫
- ・第2号館 会議室、講師宿泊室、第1集会室、
第2集会室、浴室1、浴室2、
ろ過機室、洗濯室、ラウンジ、
自動販売機コーナー
- ・第3号館 管理人室、食堂、講師宿泊室、
宿直室、電話コーナー、
厨房、食品庫、
厨房休憩室、
自動販売機コーナー








1種 单相変圧器 JIS C 4304-1977

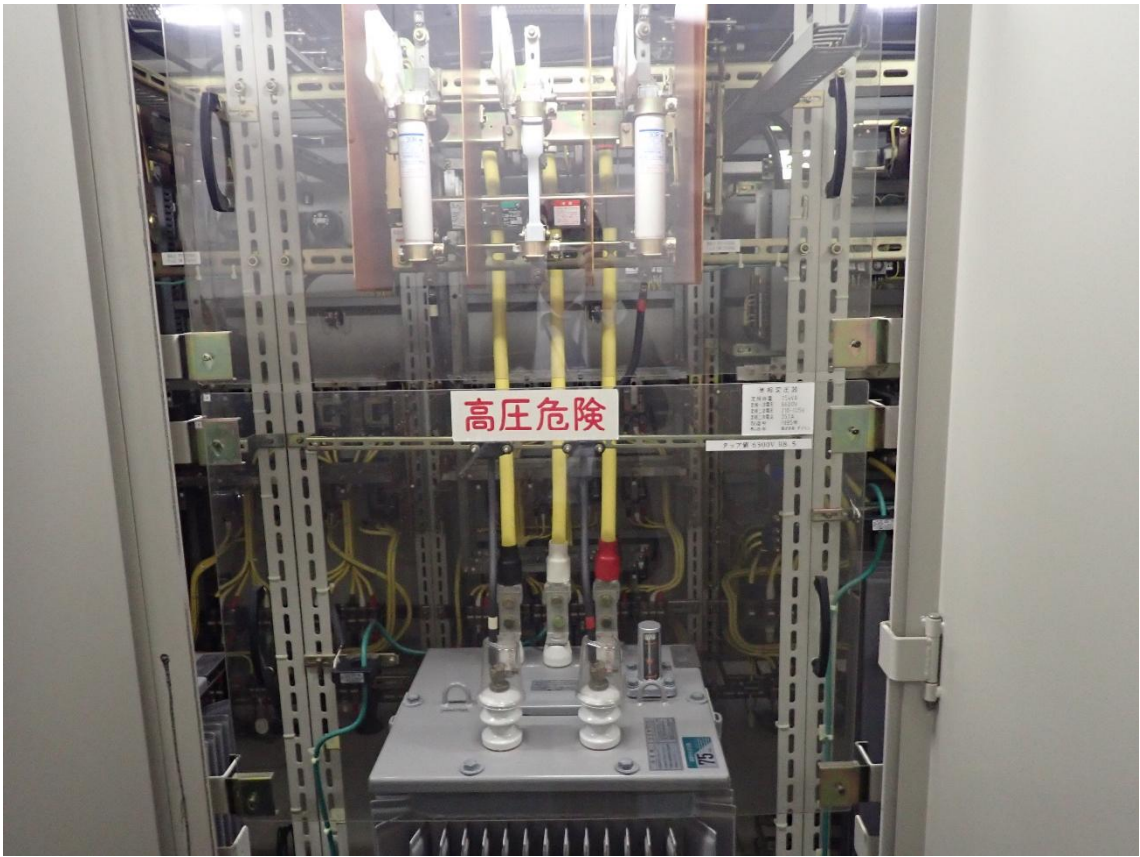
定格容量	75 kVA	形式	SE - KW1
定格周波数	50 Hz	インピーダンス電圧	
定格一次電圧	6600 V	2.4 % (75°C)	
定格二次電圧	210-105 V	油量	60 ℓ
定格二次電流	357 A	総質量	270 kg
製造番号	QS312601	製造年	1995

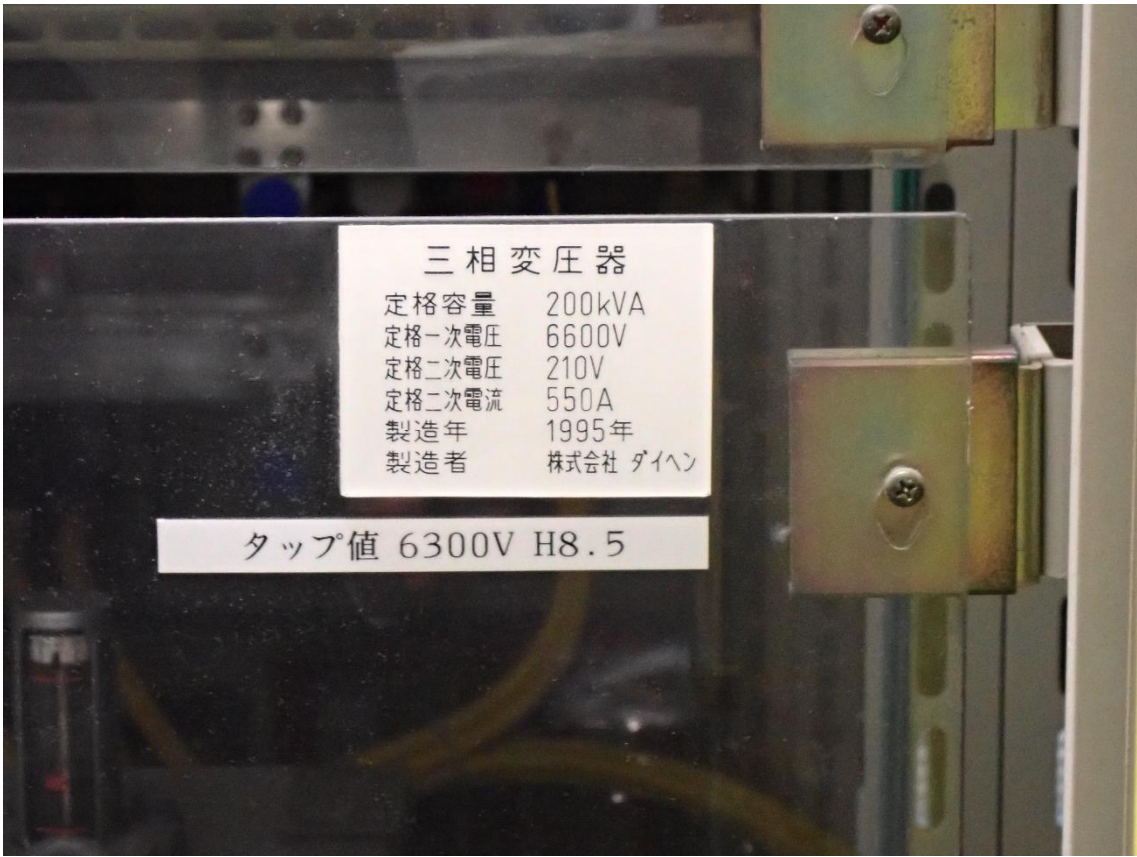
タップ電圧	接続
F 6750V	3 - 4
R 6600V	4 - 2
F 6450V	2 - 5
F 6300V	5 - 1
6150V	1 - 6

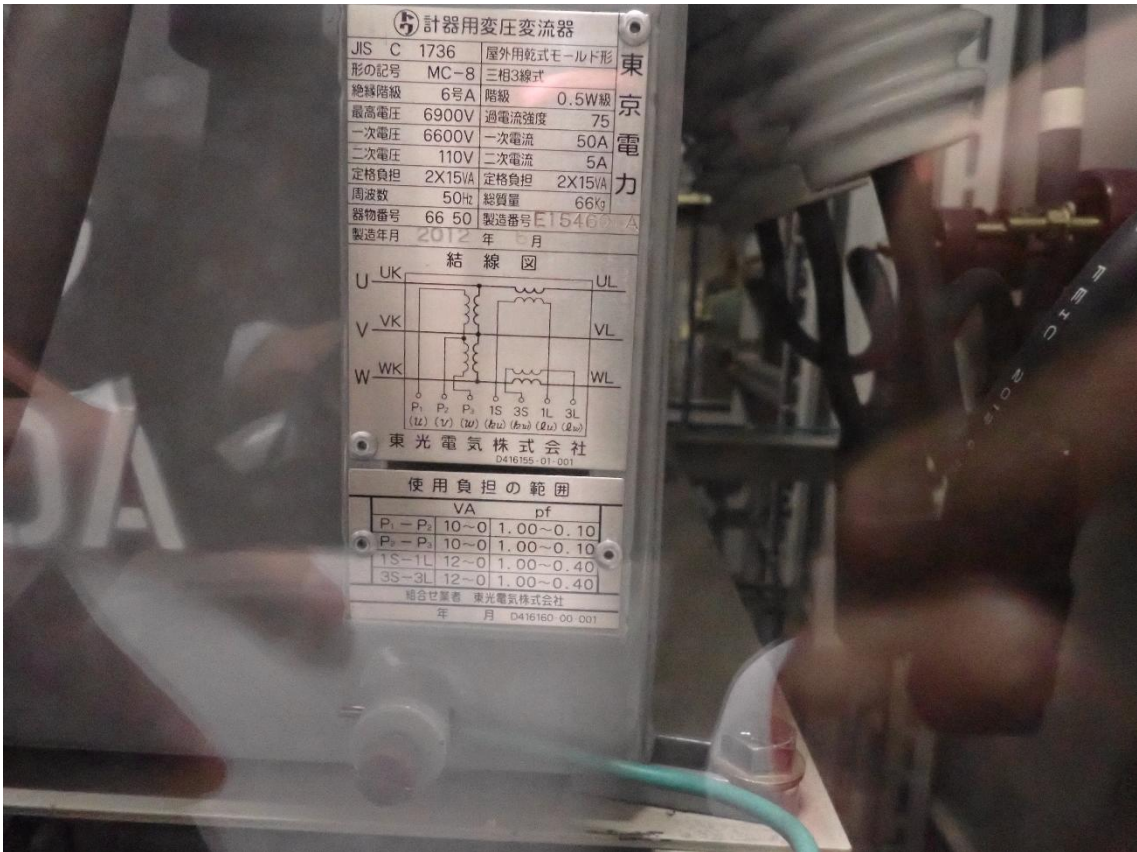
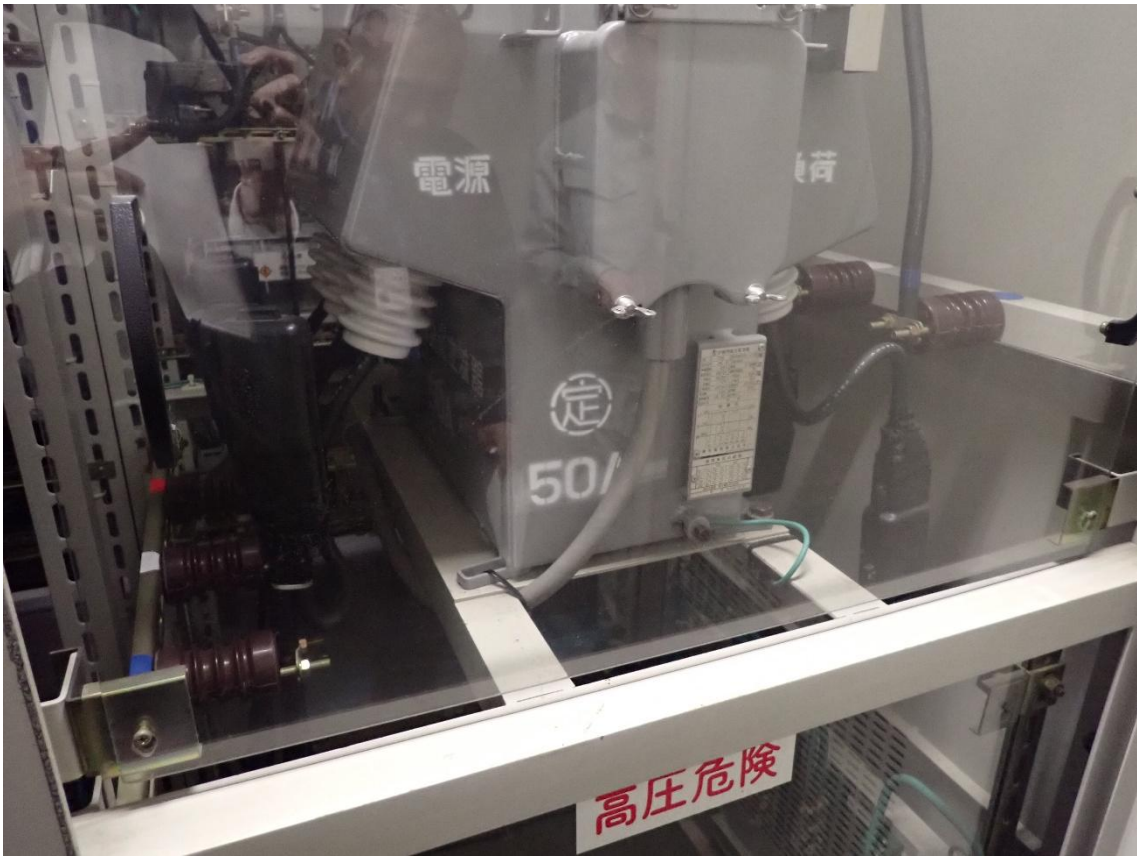


単三専用









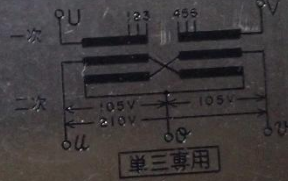


1種 单相変圧器

JIS C 4304-1977

定格容量	75 kVA	形式	SE = KW1
定格周波数	50 Hz	インピーダンス電圧	2.4 % (75°C)
定格一次電圧	6600 V	油量	60 ℓ
定格二次電圧	210-105 V	総質量	270 kg
定格二次電流	357 A	製造年	1995
製造番号	QS312602		

タップ電圧	接続
F 6750V	3-4
R 6600V	4-2
F 6450V	2-5
F 6300V	5-1
6150V	1-6



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名「建設業安全衛生教育センター 1号館受変電設備変圧器更新工事」

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項 :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

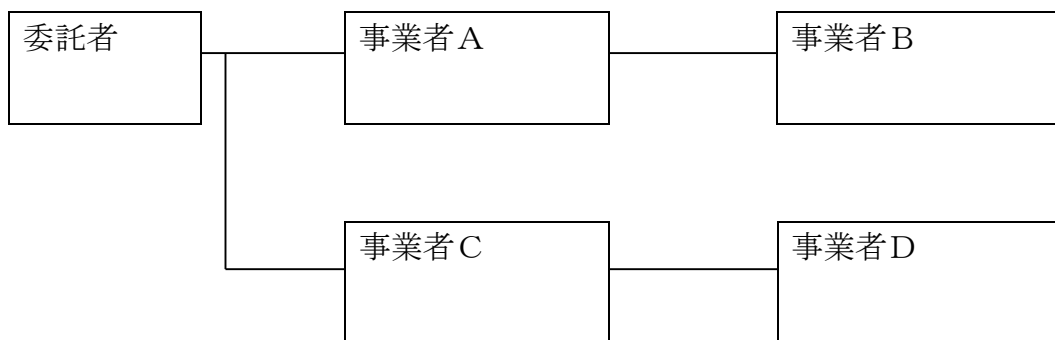
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名「建設業安全衛生教育センター 1号館受変電設備変圧器更新工事」

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出いたします。

記

1. 契約件名「建設業安全衛生教育センター 1号館受変電設備変圧器更新工事」
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

